

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は株式会社B）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月30日から同年10月1日まで  
② 昭和54年1月1日から同年9月30日まで

申立期間①については、昭和31年の入社から平成6年に退職するまでA株式会社に継続して勤務していたのに、転勤時、被保険者期間に1か月の空白があるので訂正してほしい。

申立期間②については、異動前の標準報酬月額が昭和53年12月は32万円だったのに、異動後54年1月1日から同年9月まで30万円に下がっている。この期間減給される理由もなく手続ミスか入力間違いと思われるので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Bの人事管理会社である株式会社Dが保管する人事記録（申立人に係る「異動履歴情報」）及び雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（同社C工場から同社E工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、株式会社Dが保管している上記「異動履歴情報」により、申立人は昭和41年9月30日まではA株式会社C工場に勤務

していたことが確認できることから、同社C工場における資格喪失日を同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における昭和41年8月の社会保険事務所（当時）の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは、「申立人に係る「異動履歴情報」のとおり届出を行い、保険料を納付しない理由もないので納付も行っていると思われる。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。また、事業主が資格喪失日を昭和41年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、申立期間②の直前に勤務していたA株式会社F工場での標準報酬月額が32万円であったにもかかわらず、同社G工場に異動後は30万円に下がっており、この期間減給される理由もなく、標準報酬月額が下がることは考えられないと主張している。

しかし、株式会社Dに照会したが、申立期間当時のA株式会社の賃金体系等は不明の上、賃金台帳等の関連資料も保管されていないため、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、標準報酬月額の変動要因として、同僚の供述から通勤費及び事業所規模別の地域手当が考えられるが、当時の申立人の居住地であるHから、異動前のA株式会社F工場と異動後の同社G工場までの通勤費を比較した場合、同社F工場の方が、通勤費が高いことが確認できる。

さらに、同僚によれば、「同一地域であっても事業所の規模に応じて地域手当にランクがあり、G工場よりもF工場のほうが規模は大きくランクが高かった。」と供述している。

加えて、A株式会社G工場に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 3 月 16 日まで  
(A社)  
② 昭和 35 年 3 月 16 日から同年 5 月 24 日まで  
(B株式会社)  
③ 昭和 35 年 5 月 7 日から同年 9 月 6 日まで  
(株式会社C)  
④ 昭和 37 年 9 月 5 日から 38 年 2 月 28 日まで  
(D株式会社)  
⑤ 昭和 38 年 5 月 20 日から 39 年 9 月 1 日まで  
(E株式会社)  
⑥ 昭和 39 年 11 月 5 日から同年 12 月 26 日まで  
(F社)  
⑦ 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
(E株式会社)

申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことにされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるE株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後 12 ページ

に記載されている脱退手当金の受給要件を満たした女性被保険者 21 人のうち、資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給決定された者は 3 人であることが確認できる上、申立人の同社での厚生年金保険加入期間は、申立期間⑤及び⑦を合わせても脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 22 か月であることを踏まえると、事業主が代理請求を行った可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、昭和 35 年 9 月 16 日から 37 年 8 月 1 日までの被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、この期間は、申立期間②と同一事業所である上、支給日以前の 8 回の被保険者期間のうち最も長い期間であり、申立人がこれを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 16 日から 42 年 4 月 16 日まで  
私は株式会社AのB支店での厚生年金保険被保険者期間について脱退  
手当金の支給を受けていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 43. 3. 22」、「支払済 43. 5. 6」の押印が有ることが確認できる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さやうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から39年8月1日まで  
A株式会社に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 40. 1. 11」の記載が有る。

また、申立期間に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和40年2月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 21 日から 35 年 1 月 1 日まで  
(A株式会社 B所)  
② 昭和 35 年 1 月 1 日から 37 年 8 月 21 日まで  
(C株式会社 D工場)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年12月5日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはないと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 17 日から 42 年 1 月 1 日まで  
A 株式会社（現在は B 株式会社）C 所に勤務していた申立期間の脱退  
手当金が支給済みとの記録となっていることを知ったが、脱退手当金を  
受給した覚えがないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D 年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、A 株式会社 C 所に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を請求したことを示す、「受付 42. 8. 30 D 社会保険事務所」、「現金 42. 12. 19 支払済」の押印がある。

また、申立期間に係る A 株式会社 C 所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」表示が有る上、脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 30 日から 35 年 4 月 12 日まで  
② 昭和 35 年 12 月 5 日から 38 年 5 月 21 日まで  
私は、株式会社A及びB株式会社の脱退手当金を受給した覚えがないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社A及びB株式会社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年9月25日に支給され、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立人は申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であることを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 21 日から 37 年 3 月 31 日まで  
申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年9月3日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、当該資格喪失日から約14年後の昭和51年4月8日であり、申立期間に係る事業所を退職した当時、申立人の年金に対する関心が高かったことがうかがえない上、申立人から当時の状況を聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 18 日から 20 年 10 月 1 日まで  
A 株式会社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退  
手当金が支給済みとされているが、私には、脱退手当金を受給した記憶  
が無いので、調査してほしい

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、短期脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 20.5 月 39 円 99 銭 21.7.19 法 49 条ノ 3」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金支給額は、法定支給額に一致し、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 21 年 7 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、脱退手当金支給日の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、別番号で管理されていた被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 38 年 8 月 31 日まで  
申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が記載されており、「受付 41. 8. 27 A社会保険事務所」、「小切手 41. 12. 15 交付済」の押印が確認できる。

また、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有るとともに、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。